

震災特例措置の取扱いについて

東日本大震災に係る入札制度等の特例措置一覧表（令和6年4月1日現在）

特例措置		令和4年4月1日から適用する制度の概要	
1	現場代理人の常駐義務緩和の拡大	以下のすべての条件を満たす2件の工事間で兼務を認める。 (1) 仕様書に「兼務を認める」旨の記載があること。 (2) この緩和措置により、2件の工事を兼務している現場代理人は、監理技術者又は専任の主任技術者と兼務できない。	制度化
2	主任技術者の専任要件緩和の拡大	請負代金が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上の建設工事に配置する専任の主任技術者について、以下のすべての条件を満たす2件の工事間で、兼務を認めることとする。 (1) 一体性若しくは連続性又は相互に調整を要する工事であること。 (2) 工事場所の間隔が10km以内の近接した場所であること。 ※ 「10km」は、自動車で行き来可能な経路とする。なお、兼務をしようとする工事箇所と最も近い施工箇所を距離算定の基準とすることができる。 ※ 企業団においては（その1）（その2）等で工区分けして発注されるもの等が該当する。	制度化
3	配置技術者の雇用関係の緩和の試行	廃止とする。配置する技術者は、例外なく3か月の雇用期間が必要となるもの。	廃止済 （～R4.3.31）
4	復興JV制度の適用	廃止とする。復旧・復興のための共同企業体（復興JV）を設立することはできない。	廃止済 （～R4.3.31）
5	制限付き一般競争入札適用金額の拡大	一般競争入札適用金額は、130万円を超える工事とする。	制度化
6	予定価格の事前公表	令和3年9月30日をもって廃止済み。	廃止済 （～R3.9.30）
7	指名競争入札における参加者数の緩和	郵便入札に限り、指名業者が辞退等により1者となった場合でも、入札を継続して執行する。	制度化

8	手持ち工事件数の制限	<p>開札日における手持ち工事の件数において、1つの格付け工種につき3件、それ以外の工種を含め総件数で5件を上限とし、これに達した場合、入札参加の制限を受けるものとする。ただし、次のいずれかに該当となる者は、1つの格付け工種につき4件、それ以外の工種を含め総件数で6件を上限とする。</p> <p>(1) 工事成績が特に優良な業者（石巻地方広域水道企業団建設工事の契約に係る入札参加手続等取扱規程（以下「規程」という。）別表第3「3資格審査 基準日以降における工事成績」の(2)に該当する業者）</p> <p>(2) 企業団の業務運営に対し積極的な貢献があった場合に該当する業者（規程別表第3「8貢献の有無」に該当する業者）</p> <p>※ 詳細は、当ホームページ内の「手持ち工事の件数による入札参加制限の実施について」を参照願います。</p> <p>※ これまでは制限措置を停止していたが、令和5年4月1日より内容を一部変更し再開することとした。</p>	再開
9	前払金の特例措置	東日本大震災に際し、災害救助法が適用された市町村の区域においては、公共工事の前払金の割合の特例を定めた規定が設けられていたが、その規定が削除されたことに伴い、特例措置が廃止となったもの。	廃止済 (～R6.3.31)
10	発注ロット拡大を踏まえた間接費の積算	宮城県土木部の土木工事標準積算基準書に準じて積算するもの。	県に準拠
11	水道施設工事における格付別設計金額の設定について	水道施設工事における格付について、1,800万円以上はA等級、1,800万円未満はB等級とする。	制度化
12	格付審査基準について	<p>水道施設工事の格付審査基準について、以下のすべての条件を満たす場合に、A等級とするものとする。</p> <p>(1) 評価値 630点以上（建設業法第27条の29に定める総合評価値）</p> <p>(2) 技術者数 土木施工管理技士4人以上</p> <p>(3) その他 企業団の指定給水装置工事事業者として指定をうけてから1年以上経過している者で、過去2年以内に給水装置工事実績及び水道施設工事実績を有する者</p> <p>※ この条件は、令和5年4月1日以降の適用となります。</p>	制度化